



令和6年12月24日

三重県知事 一見勝之様

三重県特別職報酬等審議会

会長 小倉敏秀



知事及び副知事の給料の額並びに県議会議長、副議長及び議員の  
議員報酬の額に関する答申

令和6年11月22日付け総務第04-173号により貴職から諮問があつた特別職の報酬等の額について、次のとおり答申します。

### 記

#### 1 特別職の報酬等

特別職の報酬等の月額は、次のとおり改定することが適当である。

|     |              |                   |
|-----|--------------|-------------------|
| 知 事 | 1, 300, 000円 | (現行 1, 280, 000円) |
| 副知事 | 1, 025, 000円 | (現行 1, 010, 000円) |
| 議 長 | 1, 036, 000円 | (現行 1, 020, 000円) |
| 副議長 | 914, 000円    | (現行 900, 000円)    |
| 議 員 | 843, 000円    | (現行 830, 000円)    |

#### 2 実施時期

令和7年4月1日から改定することが適当である。

#### 3 考え方

当審議会は、令和6年11月22日、特別職の報酬等の額について諮問を受け、3回にわたり慎重に審議を重ねてきた。

今回の審議に当たっては、全国からみた三重県の位置づけや国（特別職・指定職）の給与水準、社会経済情勢、一般職の職員の給与改定の状況、県議会議員の活動状況等を考慮しながら、さまざまな視点から検討を行った。

## (1) 全国からみた三重県の位置づけ等

人口、県内総生産、一人あたり県民所得、財政力指数、地域別最低賃金といった主要な県勢指標について確認したところ、人口及び県内総生産については全国のほぼ中位であり、一人あたり県民所得、財政力指数及び地域別最低賃金については全国中位よりやや上位にある状況であった。

一方、特別職の報酬等については、知事及び副知事は概ね全国の中位に、県議会議長、副議長及び議員（以下「県議会議員」という。）はいずれも全国中位からやや上位の間に位置しており、主要な県勢指標の状況と概ね一致している。

また、特別職の報酬等は、国會議員等の特別職や事務次官等の指定職の給与を下回っている状況である。

## (2) 社会経済情勢

社会経済情勢の変化として、近年の著しい物価高騰が挙げられる。令和2年を100とした各年の全国の消費者物価指数（総務省公表）については、前回審議会答申による給料の額の改定を行った平成19年が95.5に対し、令和5年が105.6となっている。

## (3) 一般職の給与改定の状況

令和6年人事委員会勧告においては、公民較差が約30年ぶりの水準であったことをふまえ、2年連続の給料表の引上げ改定が勧告されたところである。

前回審議会答申による給料の額の改定（平成19年4月）以降の一般職である部長級職員の給与改定率をみると、令和6年人事委員会勧告後までの累積でプラス1.57%となっている。

## (4) 県議会議員の活動状況等

第2回審議会において、県議会議長及び副議長から県議会における議会改革の取組や活動状況等について聴き取りを行ったうえで、審議を行った。

県議会では通年議会を導入することで、会期日数、条例に基づき設置した会議数等については、他の都道府県議会と比べて積極的な活動状況にあることが認められる。

## (5) 結論

以上のような状況を総合的に勘案し、当審議会としては次のとおり判断した。

### ①知事及び副知事の給料の額

近年の著しい物価高騰をふまえ、給料の額を引き上げる必要がある。知事及び副知事は職員を指揮監督する常勤職員であることから、これまで一般職の給与改定の状況を重視した改定を行ってきたところであり、一般職である部長級職員の給与の累積改定率が1.57%となっていることをふまえ、引上げ額については、知事を月額20,000円、副知事を月額15,000円とすることが適当である。

### ②県議会議員の議員報酬の額

県議会議員の議員報酬の額については、全国中位からやや上位の間に位置しているが、他の都道府県と比べて積極的な活動状況にあることから、適切な位置にあると考えられ、近年の著しい物価高騰をふまえれば、引上げが妥当である。県議会が知事とともに二元代表制の両輪として県政を担っていることから、知事の給料の額とのバランスを考慮し、知事と同様に、一般職である部長級職員の給与の累積改定率を用いて、引上げ額については、県議会議長を月額16,000円、副議長を月額14,000円、議員を月額13,000円とすることが適当である。

## 4 開催基準に関する意見

今回の審議会は、前回の審議会答申より10年ぶりの開催であり、長期間にわたり審議会が開催されてこなかった。そこで、審議会の適時・適切な開催のため、開催基準についても審議を行った。

従前は、一般職の給与改定が一定程度蓄積され、特別職の報酬等の改定が見込まれる際に、審議会を開催することとされていたが、一般職の給与改定の状況によっては長期間にわたり審議会を開催することができないという課題があった。

こうしたことから、直近の審議会を開催した年を起点として4年に1回開催することを基本としつつ、一般職の給与改定の状況、具体的には前回の報酬等の改定後の一般職である部長級職員の給与の累積改定率が1.5%を超えた場合においても審議会を開催することが適当と判断した。

これにより、知事及び県議会議員の任期中に少なくとも1回は、特別職の報酬等についての審議を行う機会を確保することができる。

## 三重県特別職報酬等審議会

|      |    |     |
|------|----|-----|
| 会長   | 小倉 | 敏秀  |
| 会長代理 | 番条 | 喜芳  |
| 委員   | 秋山 | 則子  |
| 委員   | 薄井 | 美弥  |
| 委員   | 木村 | 夏美  |
| 委員   | 小林 | 慶太郎 |
| 委員   | 田中 | 亜紀子 |
| 委員   | 松本 | 比登美 |
| 委員   | 水谷 | 幸平  |
| 委員   | 宮川 | さおり |